

◇軽自動車税・法人町民税の税率が変わります◇

【軽自動車税】

区分			税率（円）	
			現行	改正後
(1) 原付	ア) 50 cc以下	2 輪	1,000	2,000
	イ) 50 cc～ 90 cc以下	2 輪	1,200	2,000
	ウ) 90 cc～ 125 cc以下	2 輪	1,600	2,400
	エ) ミニカー	3 輪以上	2,500	3,700
(2) 軽自動車 自動車 軽自動車 及び 小型特殊	2 輪		2,400	3,600
		3 輪		3,100
	4 輪（乗用）	営業用	5,500	6,900
		自家用	7,200	10,800
	4 輪（貨物）	営業用	3,000	3,800
		自家用	4,000	5,000
	雪上車	雪上車	2,400	3,000
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600	2,000	
	その他	4,700	5,900	
(3) 2 輪の小型自動車			4,000	6,000

※ 3 輪以上の軽自動車については、平成 27 年 4 月 1 日以降に最初の新規検査を受けるものから改正後の税率が適用されます。（平成 27 年 3 月までに最初の新規検査を受けたものは、経過措置として現行の税率で据え置かれます。）

軽自動車税

① 国及び地方を通じた自動車関連税制の見直しに伴い、原付自転車・軽自動車・小型特殊自動車及び二輪小

型自動車及び二輪小

型自動車の税率が平成 27 年度より、左表のとおり引き上げとなります。

平成 26 年 3 月 31 日に公布された地方税法の一部改正に伴い、軽自動車税と法人町民税に関する町税条例の一部が改正されました。改正内容は次のとおりです。

（問合せ） 税務課 税務グループ ☎ 2513

【グリーン化対象の軽自動車税】

軽自動車 車種区分	税率（年額）（単位：円）		
	H27 年 3 月 31 日 までの登録車	H27 年 4 月 1 日 以降の登録車	14 年超（経年重課 対象）の登録車
3 輪	3,000	3,900	4,600
4 輪乗用 （自家用）	7,200	10,800	12,900
4 輪乗用 （営業用）	5,500	6,900	8,200
4 輪貨物 （自家用）	4,000	5,000	6,000
4 輪貨物 （営業用）	3,000	3,800	4,500

② 三輪以上の軽自動車を対象に、排出ガスや燃費の性能に優れた環境負荷の小さい自動車の普及を進める「グリーン化」を促進するため、最初の新規登録を行った年月（※より 14 年目を経過した車両は、平成 28 年度から、税率の特例（経年重課※）対象となります。税率は左表のとおりです。

※ 新規登録を行った年月とは、自動車検査証に記載されている「初年度検査年月」のこと

※ 経年重課とは、一定の期間を経過したものに税率を上乗せしたものです。

廃車の手続きはお済みですか

軽自動車税は、毎年 4 月 1 日現在で車両を所有（登録）している場合に年税額が課税されます。4 月 2 日以降に名義変更や廃車手続きを行ったとしても、1 年分の税金を納めることとなっていますので、手続きはお早め！



【法人税割額】

	H26 年 9 月 30 日 までに開始した事業 年度に適用	H26 年 10 月 1 日 以後に開始する事業 年度に適用
資本金等の額		
3 千万円以下	12.3%	9.7%
3 千万円超	14.7%	12.1%

【予定申告における法人税割額算定式】

$$\text{『前事業年度分の法人税割額} \times 4.7\% \div \text{前事業年度の月数』}$$

※ 予定申告における経過措置
平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する最初の事業年度または連結事業年度の予定申告に係る法人税割額は、次の算定式となります。

平成 26 年度の税制改正において、地域間の税源の偏りを解消し、財政力格差の縮小を図るため、平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度分から法人町民税の法人税割の税率が引き下げられました。

法人町民税